

産業廃棄物処理施設 譲受け(借受け) の手引き  
合併・分割

令和7年1月

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

# 用語

## 本手引きにおいて使用する用語の意味

- 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 令・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

# I 産業廃棄物処理施設の概要

## 1 産業廃棄物処理施設とは

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物を処理するために事業者又は産業廃棄物処理業者が設置する令第7条で定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）をいいます。産業廃棄物処理施設には、破碎施設、脱水施設、焼却施設、中和施設等の中間処理施設と最終処分場があります。

◎表1：令第7条で定める施設

処理施設の種 類		処理能力等
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2 設	汚泥の乾燥施設 天日乾燥以外	処理能力が 10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
	天日乾燥	100 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が 5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ②処理能力が 200kg/h 以上のもの ③火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	処理能力が 10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が 1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ②処理能力が 200kg/h 以上のもの ③火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が 50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が 5 t /日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力 100 kg/日を超えるもの ②火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上のもの
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が 5 t /日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	すべての施設
13	PCB の汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分解施設	すべての施設
13-2	産業廃棄物の焼却施設（前記 3, 5, 8 及び 12 以外の焼却施設）	以下のいずれかに該当するもの (1) 処理能力が 200kg/h 以上のもの (2) 火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上のもの
14	最終処分場 イ. 遮断型最終処分場	すべての施設
	ロ. 安定型最終処分場	
	ハ. 管理型最終処分場	

## Ⅱ 産業廃棄物処理施設の譲受け(借受け)、合併・分割

### 1 譲受け(借受け)について

許可施設設置者から産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合は、事前に横浜市長の許可を受けなければなりません(法第15条の4)。

※譲受け(借受け)に伴い産業廃棄物処理施設、及び処理用地の設定等に変更が生じる場合、別途変更の手続き等が必要となります。

### 2 合併・分割について

許可施設設置者の法人の合併(許可施設設置者である法人が存続するときを除く)、又は分割において、産業廃棄物処理施設を承継する法人が許可施設設置者の地位を承継しようとする場合、事前に横浜市長の認可を受けなければなりません(法第15条の4)。

※合併・分割に伴い産業廃棄物処理施設、及び処理用地の設定等に変更が生じる場合、別途変更の手続き等が必要となります。

### 3 注意事項

残留する廃棄物の処分方法については事前にご相談ください。

### 4 許可・認可申請について

譲受け(借受け)の場合、「産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書」(様式26号)に必要な事項を記載し、必要な書類(表2-1を参照)を添付して市長に提出する必要があります(規則第12条の11の12)。なお、提出部数は正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合、その部数を提出してください。

合併・分割の場合、「合併・分割認可申請書」(様式27号)に必要な事項を記載し、必要な書類(表2-1を参照)を添付して市長に提出する必要があります(規則第12条の11の13)。なお、提出部数は正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合、その部数を提出してください。

◎表 2-1 : 申請書に必要な添付書類

法律で規定されている添付書類		内容等
譲受け（借受け）に関する契約書の写し 合併・分割に関する契約書の写し		○契約書の写し
当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する 技術的能力を説明する書類		○維持管理計画 ○維持管理基準適合表 ○管理組織図 ○緊急時連絡体制 ○維持管理の証明（技術管理者講習修了証等）
当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する 資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		（次ページ資料 7）
申請者 が法人	直前三年の各事業年度における貸借対照表 損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類※1	○貸借対照表 ○損益計算書 ○納税証明書又は確定申告書 ○株主資本等変動計算書 ○個別注記表 ※直前三年間分
	定款又は寄付行為及び登記事項証明書※1	○定款又は寄付行為 ○履歴事項全部証明書※3
	役員の住民票の写し	○住民票の写し※2
	役員の欠格要件に該当しないことを誓約する書面※1	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	5%以上の株主又は出資者の住民票の写し（個 人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）	○住民票の写し※2 ○履歴事項全部証明書※3
5%以上の株主又は出資者の欠格要件に該当し ないことを誓約する書面※1	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3	
申請者 が個人	直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○納税証明書又は確定申告書 ※直前三年間分
	住民票の写し	○住民票の写し※2
	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
申請者 が未成年	法定代理人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	法定代理人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
使用者が ある場合	使用人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	使用人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
その他		◎旧設置許可申請書に添付の資料等、その他市長が必要と 認める書類

※ 新たに許可施設設置者となる者に関するものを提出してください。

※1 合併・分割において、許可施設設置者の地位を承継しようとする法人が、既に産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人である場合は不要

※2 住民票は本人のみが記載され、本籍地の記載があり申請前3か月以内に発行された原本を提出して下さい。

※3 履歴事項全部証明書、登記されていないことの証明書は申請前3か月以内に発行された原本を提出して下さい。

添付していただく資料	内容等
処理する廃棄物（資料1）	○廃棄物の発生概要・外観等 ○廃棄物の種類及び計画量・組成等
処理残さ物の性状及び処分先等（資料2）	○残さ物名称 ○発生量 ○性状 ○処分先等
処理施設の稼働計画（資料3）	○施設及び処理の稼働計画 ○施設で使用する用水・電力・燃料及び薬剤等
排ガスの処理対策・排水の処理対策（資料4）	○排ガス処理設備前後の排出ガス量及び大気汚染物質濃度 ○排水処理設備前後の水量及び水質
防臭対策・騒音対策（資料5）	○防臭対策の概要 ○悪臭処理設備前後の主な臭気物質濃度 ○騒音対策の概要
振動対策・事業概要及び管理体制（資料6）	○振動対策の概要 ○事業概要
施設の設置及び維持管理に要する資金総額及 び資金調達計画等（資料7）	○施設設置等資金総額 ○資金調達計画 ○施設の維持管理費用の総額 ○収支計画

## 5 許可・認可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の譲受け（借受け）許可、及び合併・分割認可申請には表2-2に示す手数料が必要となります。

◎表2-2：手数料（横浜市収入証紙）

産業廃棄物処理施設の種類	設置許可申請手数料
表1のとおり	73,000円

- ※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。  
申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。
- ※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

## 6 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者について

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、「技術管理者」を置かなければなりません。（法第21条第1項）また、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「産業廃棄物処理責任者」を置かなければなりません。（法第12条第8項）

技術管理者は、その管理に係る産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の3に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。横浜市では環境大臣が認定する講習会を実施した実績のある団体（（一財）日本環境衛生センター）の講習を受講し、各種技術管理士の資格を取得した技術管理者を置くよう指導しています。